

学校用パソコンの入札参加業者に対する 公正取引委員会の排除措置命令等について

1 趣 旨

令和 4 年 10 月 6 日、広島県立学校用パソコンの入札参加業者に対し、公正取引委員会から排除措置命令が行われた。

2 排除措置命令の内容

公正取引委員会は、独占禁止法違反（不当な取引制限）で、北辰映電株式会社など、次の 6 社に対して、再発防止を求める排除措置命令を行い、排除措置命令書をホームページ上で発表した。

なお、6 社のうち 3 社に対して、総額 4,234 万円の課徴金納付命令を行った。

6 社のうち、県立学校用パソコン等の契約実績がある業者は、5 社である。

（排除措置命令・課徴金納付命令が行われた事業者一覧）

違反事業者名	課徴金額	県立学校用パソコン等 契約の有無
北辰映電株式会社	2,868 万円	有
株式会社新星工業社	723 万円	有
株式会社ハイエレコン	643 万円	有
株式会社大塚商会	—	有
株式会社ソルコム	—	—
西日本電信電話株式会社	—	有
合計	4,234 万円	

※ 詳細については、別紙「違反事業者及び課徴金額一覧」（公正取引委員会公表資料）のとおり。

3 本県の対応

公正取引委員会による命令の内容や事実関係を詳細な確認を進めており、本県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領に基づく指名除外措置を行うとともに、損害賠償請求の検討も含めて、厳正に対処する。

また、現在、賃貸借期間中のパソコンについては、学校の教育活動に影響が生じないよう、適切に対応していく。

4 その他（関連情報）

公正取引委員会ホームページ

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/oct/221006_jiken.html

違反事業者及び課徴金額一覧

別表

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	広島県教育委員会発注の 特定コンピュータ機器		広島市発注の 特定コンピュータ機器		合計
				排除措置命令 課徴金額	課徴金減免 制度の適用	排除措置命令 課徴金額	課徴金減免 制度の適用	
1	北辰映電株式会社 (9240001010791)	広島市中区上幟町8番 39号	代表取締役 國本 佳宏	○ 2868万円	30%	○ 174万円	30%	3042万円
2	株式会社新星工業社 (9240001004604)	広島市南区宇品海岸三 丁目8番60号	代表取締役 佐々木 誠	○ 723万円		○ 214万円		937万円
3	株式会社ハイエレコン (8240001008754)	広島市西区草津新町一 丁目21番35号	代表取締役 上田 康博	○ 643万円		○ 282万円		925万円
4	株式会社大塚商会 (1010001012983)	東京都千代田区飯田橋 二丁目18番4号	代表取締役 大塚 裕司	○ -	(注4)	○ 340万円	50%	340万円
5	株式会社立芝 (4240001006398)	広島市西区楠木町二丁 目4番3号	代表取締役 田中 修司	/		○ 226万円		226万円
6	中外テクノス株式会社 (5240001006942)	広島市西区横川新町9 番12号	代表取締役 福馬 聡之	/		○ 212万円		212万円
7	株式会社呉電子計算センター (1240001025764)	広島県呉市本通二丁目 4番1号	代表取締役 石田 直樹	/		○ -		-
8	株式会社ソルコム (3240001009220)	広島市中区南千田東町 2番32号	代表取締役 大橋 大樹	○ -		○ -		-
9	西日本電信電話株式会社 (7120001077523)	大阪市都島区東野田町 四丁目15番82号	代表取締役 森林 正彰	○ -	免除	○ -	免除	-
10	理研産業株式会社 (3240001012538)	広島市中区大手町四丁 目6番27号	代表取締役 久保田勝彦	/		○ -		-
11	Dynabook株式会社 (8010601034867)	東京都江東区豊洲五丁 目6番15号	代表取締役 覺道 清文	/		○ -		-
違反事業者数				6社		11社		延べ17社(実数11社)
排除措置命令対象事業者数				6社		11社		延べ17社(実数11社)
課徴金納付命令対象事業者数				3社		6社		延べ9社(実数6社)
課徴金額				4234万円		1448万円		5682万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「-」は、課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 表中の「/」は、当該取引分野における違反事業者ではないことを示している。

(注4) 課徴金減免申請を行った者であるが、令和元年改正前の法第7条の2第1項に規定する売上額(課徴金の算定の基礎となる売上額)が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象となっていない。